平成２１年（フ）第２３１号
北海道苫小牧市字錦岡270番地の296
債務者　瀬尾　敏弘
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３７号
秋田市広面字碇62番地４
債務者　菅生　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８号
秋田市広面字碇62番地４
債務者　菅生　清子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６号
群馬県みどり市大間々町桐原559番地５
債務者　髙木　智美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０３号
群馬県桐生市広沢町５丁目1199番地の１　レオパレス大澤202号
債務者　村田　稔男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０４号
群馬県桐生市東１丁目10番32号
債務者　村田　貞子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第４４６号
川崎市高津区末長212番地　アルス梶ケ谷102
債務者　中村　利則
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
川崎市麻生区岡上71番地２　岡上住宅２―404
債務者　松井美智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
川崎市川崎区観音２丁目９番８号
債務者　工藤　　厚
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
川崎区幸区中幸町１丁目41番地　ハイツ古沢203
債務者　高木　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
川崎市幸区中幸町１丁目41番地　ハイツ古沢203
債務者　高木由美子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
川崎市宮前区馬絹1376番地34　ガーデン宮崎台204
債務者　山口　　功
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
川崎市高津区久末1787番地９
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地３―925
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目28番12号　メイプルハイム203
債務者　若山　正臣
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
川崎市宮前区白幡台２丁目２番地３　白幡台住宅７―502
債務者　神　　智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
川崎市中原区上平間239番地　第二平間荘202
債務者　金子　タカ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
福井県坂井市春江町江留上緑７番地５
債務者　寺嶋真由美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係